

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第1号 監査委員の選任同意について（町長提出）
- 第6 同意第2号 農業委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度北方町一般会計補正予算（第1号））（町長提出）
- 第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度北方町一般会計補正予算（第2号））（町長提出）
- 第12 議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第23号 字の区域及び名称の変更について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美

7番 安藤哲雄
9番 安藤浩孝

8番 鈴木浩之
10番 井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育課長	郷展子	会計室長	高崎健一
教育課一貫校 推進室長	各務至		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

全国的に梅雨入りとなり、気持ちの萎える季節となりましたが、去る6月2日には、台風や前線の影響による記録的な大雨により、全国的に広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。まづもって被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、少し前の話になりますが、5月3日に行われた北方まつりに議長として御招待をいただき、出向かせていただきました。そのときの感想は、本当にたくさんの人だったの一言で表すことができるのではないかと思います。本部である啓文社前を11基のみこしが通過した後、大井神社へ移動しましたが、商店街メイン道路は身動きが取れないほどの混雑で、近年まれに見るにぎわいでありました。近年といっても、ここ数年は新型コロナの事情もあって開催されませんでした。それ以前と比べても今回は大勢の方に来ていただいております。町民の皆様が北方まつりを待ち望んでいたんだと思うと、うれしくほっとした感じがいたしました。この祭りでの勢いというものを見ても、コロナにより閉塞した時期は終わり、明るく元気な世の中が戻りつつあると思われ、今後もそれを加速して行ってほしいと願う次第であります。

あと、本会議における服装について、クールビズになっており、ノーネクタイであります。適時上着を脱ぐことを許可いたします。各位におかれましては、体調管理を最優先としてください。

ただいまから令和5年第2回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝巳君及び1番 石井伸弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） 3月定例会以降の報告をさせていただきます。

3月22日、4月18日及び5月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも、計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月23日、令和4年度第4回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

議案第1号では、定期総会や理事会などの令和5年度における年間事業計画や研修計画などが協議され、議案第2号では、令和5年度予算、歳入歳出を1,205万5,000円とすることについて、それぞれ原案どおり可決されました。そのほかに、財政調整積立金の運用について、正副議長研修会の講師について、今後の会議予定などが了承されました。

6月1日には、臨時総会及び令和5年度第1回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、まず岐阜県町村議会議長会役員を選任が行われ、会長に安八郡輪之内町議長の小寺強氏が、副会長に揖斐郡揖斐川町議長 村瀬三郎氏と加茂郡白川町議長 藤井宏之氏が選任されました。また、理事に揖斐郡大野町議長 山川満氏、大野郡白川村議長 大田忠広氏が選任されました。なお、任期は令和7年5月31日までとなっております。

次に、岐阜県町村議会議長会関係団体役員を選出がなされ、岐阜県市町村職員退職手当組合議員、岐阜県市町村会館組合議員及び公益財団法人岐阜県市町村振興協会理事のいずれも小寺強会長が選任されました。

臨時総会に続いて評議員会が行われ、町村議会正副議長研修会の講師については福嶋浩彦中央学院大学社会システム研究所教授に依頼することとし、10月までの会議予定等が決定されました。

続きまして、5月23日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、鈴木議長が出席されました。その中では、大正大学教授 江藤俊昭氏の町村議会の課題と今後の展望についてなど、3つの講演が行われました。

続いて、西濃環境整備組合議会についてであります。

3月28日、令和5年第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

議案は全部で6議案あり、議案第1号は監査委員の選任同意についてで、神戸町の藤井弘之氏を監査委員に選任するための議会の同意を求めるものです。

次に、条例が3件あり、議案第2号は西濃環境整備組合個人情報保護法施行条例の制定について、議案第3号は西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第4号は西濃環境整備組合職員の定年等に関する条例の一部改正についてです。

次に、議案第5号 令和5年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ18億3,079万9,000円とするもので、前年度より3億9,547万7,000円の増となっています。増額の主な理由は、衛生費、塵芥処理費のうち、需用費の光熱水費の増額によるものです。

次に、議案第6号は令和5年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてであります。各市町の分賦金の総額は14億8,174万5,000円で、前年度より5億4,004万7,000円の増額となっています。北方町は1億3,255万1,000円で、前年度より4,855万3,000円の増額となりました。

以上6議案は、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

次に、配付物についてであります。

国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書、全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情の写しを配付いたしました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思いをします。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（鈴木浩之君） これですべての報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

議員の皆さんにおかれましては、令和5年第2回定例会をお願いいたしましたところ、何かと御多用の中、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

御案内のとおりのことですけれども、4月の人事異動におきましては、努めて課長級の所管替えを中心に行いました。議員の皆さんからの景色も若干変わったやに思いますが、今年度はこの面々をもって鋭意町政運営に邁進してまいりますので、御指導御鞭撻のほどをよろしくお願いをいたしたいと思いをします。

まずもって、さきの集中豪雨により被災をされました多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、行政報告の前に一言お詫びを申し上げます。6月3日土曜日であります、おとといのことですけれども、岐阜新聞に掲載されましたマイナンバーカードの口座の誤登録についてであります。

このことは、昨年7月11日、窓口の共用端末で他人名義の口座番号がマイナンバーカードに登録されてしまうという作業ミスがありました。当事者からの指摘により発覚したものであります。原因が分からないまま、国に対して登録情報削除の手続を行ったということでもあります。

当時、国からは他人の口座がひもづくことはシステム上考えられないとの説明を受けたようではありますが、前の利用者の使用後にログアウトしないで次の利用者の作業を行ったため、他人名

義の口座番号が登録されてしまったと考えられ、その後の対応を徹底したところであります。

現在、マイナンバーカードに絡む様々なトラブルが指摘されていることから、今になって記事になったようであります。大変御迷惑、御心配をおかけいたしましたことに深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。今後はこうしたミスが起こらないように慎重に取り扱いをしてまいりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

さて、5年の歳月をかけた学園構想であります。4月の開校・開園から2か月がたちました。さしたるトラブルもなく、順調にスタートができ、子供たちも穏やかに学園生活を過ごしているようであります。

とりわけ7から9年生の生活が落ち着いてきたと聞いております。小さい子と接する中で優しい心が生まれてきているようであります。また、教科担任制による授業は、子供たちにも高い評価を得ているとのことでもあります。

いずれにいたしましても、学園構想が成果として現れてくるには相当な時間を要すると考えますから、議員各位におかれましても、拙速な評価を求めることなく、長い目で見守っていただけたら幸いかと思っております。また、学校運営を進めていく上においても、固定観念に捉われず、多くの知恵と力でよりよい学園に育てていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしく願いをいたします。

また、西小の跡地利用についてですが、前々から方向性をお示ししておりますとおり、体育館と駐車場部分3,407平米、約1,030坪であります。これを除いた残りの部分1万7,935平米、約5,425坪になりますが、現状のまま売却を前提に進めているところであります。

しかしながら、御承知のように、用途地域が住居地域のため、大型の商業施設は建築ができません。したがって、売却の必須要件として事前に用途地域を変更しなければなりません。転用の要件にある近隣住民を対象にした説明会を近々に行うこととしておりますので、御承知おきを願いたいと思います。

ただし、この説明会は、幅広い売却先を探すため、アピタの周辺と同様の土地利用ができるように住居地域から準工業地域へ用途を変更するもので、その旨の説明会となります。現時点で売却先が決まっているわけではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、議会にはその都度確実な情報をもってお伝えをいたします。早合点や詮索による誤った情報は、売却に悪影響を及ぼしかねません。御協力のほどよろしくお願いしておきたいと思っております。

それでは、自治法に基づく報告事項4件、組合議会関係1件の報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号 令和4年度北方町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、翌年度にわたって使用する継続費について、継続費繰越計算書のとおり、款10教育費、項1教育総務費、事業名、既設空調設備移設事業費400万円を本年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第2号 令和4年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書のとおり、款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業費467万5,000円、款8 土木費、項2 道路橋りょう費、事業名、町道373号線道路改良工事費2,574万円、町道191号線道路改良工事費420万円、計3,461万5,000円を本年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第3号 令和4年度北方町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書のとおり、款2 下水道費、項1 公共下水道費、事業名、下水道管路施設耐震化事業1,100万円のうち792万円を本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

次に、報告第4号 令和4年度北方町上水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書のとおり、款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名、水源地外構整備事業費1,375万円ではありますが、隣接地権者との施工調整に不測の日数を要したため、本年度に繰り越しましたので、御報告を申し上げます。

次に、令和5年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家の定例会が、過ぐる3月29日午後2時、岐阜市役所6階の大会議室にて行われました。

提案された議案は1件で、第1号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてであります。内容は、歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,183万8,000円と定めるもので、前年度対比では1,885万6,000円の増額となっております。

歳入の主な内訳は、分担金及び負担金で9,543万5,000円ではありますが、これは加入市町の運営負担金7,804万3,000円と給付費負担金1,739万2,000円の合計であります。ほかに、財産売払い収入5,730万2,000円、使用料2,127万1,000円、前年度繰越金506万7,000円が主な歳入として計上されております。

歳出では、議会費が25万8,000円、総務費が1,343万8,000円となっております。施設管理費の1億241万3,000円、公債費が6,222万9,000円が計上されているところであります。

以上、提案どおり承認されたところであります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鈴木浩之君） これで行政報告を終わります。

日程第5 同意第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、同意第1号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、監査委員の同意第1号であります。

監査委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

現在、監査委員をお願いしております横山治氏ですが、令和5年6月23日をもって任期満了となります。引き続き同氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

横山治氏の簡略な経歴を申し上げますと、[※]—————[※]生まれの59歳の方で、北方町[※]—————[※]にお住まいであります。昭和61年3月に滋賀大学経済学部会計学科を卒業された後、平成7年3月に愛知学院大学大学院法学研究科を卒業され、その後、平成11年3月に名古屋市中区栄において横山治税理士事務所を開業されました。

経験豊富で、当町の監査委員として適任であります。御同意がいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期は令和5年6月24日から令和9年6月23日までの4年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第6 同意第2号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、同意第2号 農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 続きまして、同意第2号、農業委員会委員の任命について同意を求めるについてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の方を北方町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

委員の任命についてであります。御提案させていただきました北方町農業委員会委員候補者は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、北方町農業委員会委員候補者の推薦、募集、選定等に関する規則に従って、地区、区域や団体からの推薦、または公募により

※ 個人情報保護のため副本より削除

自ら意欲を持って応募された方々であります。

定数は9名ということで、令和5年2月1日から令和5年2月28日までの約1か月間、募集を実施いたしました結果、地域及び団体推薦が8名、一般応募者が1名、計9名の推薦・応募がありました。それぞれ農業に関する見識を有した方であり、職務を適切に行うことができると判断し、選任をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、9名の方の氏名、住所、年齢、職業等の略歴を申し上げ、提案書の順で提案させていただきますので、よろしく願いをいたします。

1番、川尻恵氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの75歳、芝原地区農事改良組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲20アールほど耕作をされておられます。

2番は佐野兼松氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの69歳、地下地区農事改良組合からの推薦であります。職業は農業で、柿20アール、野菜10アールほど耕作をされておられます。

3番は木野村直行氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの65歳、柱本地区農事改良組合の推薦であります。職業は農業で、水稲を約34アール、野菜10アールほど耕作をされておられます。

4番は八代修氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの75歳の方で、高屋地区農事改良組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲50アールほど耕作をされておられます。

5番は神谷正氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの66歳の方で、ぎふ農業協同組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲7アールほどを耕作されておられます。

6番は鷺見哲夫氏であります。住まいは北方町[※]_____、[※]_____生まれの79歳の方であります。北方町水田農業担い手協議会の推薦で、職業は農業で、耕作面積は水稲2ヘクタールであります。

7番は柴田武浩氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの77歳の方であります。北方町園芸振興会柿部会からの推薦で、職業は農業であります。柿25アール、梨20アール、ほかにブドウ、イチジク、野菜、水稲などを41アールほど耕作をされておられます。

8番は水野佐代子氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの67歳の方であります。JAぎふ女性部・北方支部からの推薦であります。職業は農業で、水稲60アール、野菜5アールほど耕作をされておられます。

9番は田口紀子氏であります。お住まいは北方町[※]_____で、[※]_____生まれの60歳の方で、一般応募であります。職業は行政書士及び税理士であります。農業委員会等に関する法律第8条6項において、委員の任命には、農業委員会の所掌に属する事項に

※ 個人情報保護のため副本より削除

関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとありますので、唯一農業者以外の方であります。

以上、略歴等の説明をさせていただきました。前回より女性委員が1名から2名に増えたことで、従来とは違った視点で様々な御意見がいただけると期待し、任命させていただいたところであります。慎重審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩之君） 本案については、9名について議会の同意が求められております。審議は1人ずつ、順次、質疑、討論、採決の順で行います。

これより川尻恵君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから川尻恵君について採決します。

川尻恵君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、川尻恵君の委員任命については同意することに決定しました。

これより佐野兼松君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから佐野兼松君について採決します。

佐野兼松君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、佐野兼松君の委員任命については同意することに決定しました。

これより木野村直行君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから木野村直行君について採決します。

木野村直行君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、木野村直行君の委員任命については同意することに決定しました。

これより八代修君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから八代修君について採決します。

八代修君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、八代修君の委員任命については同意することに決定しました。

これより神谷正君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから神谷正君について採決します。

神谷正君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、神谷正君の委員任命については同意することに決定しました。

これより鷺見哲夫君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから鷺見哲夫君について採決します。

鷺見哲夫君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、鷺見哲夫君の委員任命については同意することに決定しました。

これより柴田武浩君に対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから柴田武浩君について採決します。

柴田武浩君の委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、柴田武浩君の委員任命については同意することに決定しました。

これより水野佐代子さんに対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから水野佐代子さんについて採決します。

水野佐代子さんの委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、水野佐代子さんの委員任命については同意することに決定しました。

これより田口紀子さんに対する質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから田口紀子さんについて採決します。

田口紀子さんの委員任命について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、田口紀子さんの委員任命については同意することに決定しました。

日程第7 承認第2号から日程第11 承認第6号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、承認第2号から日程第11、承認第6号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、承認第2号から第6号まで、専決処分をいたしました5件につきまして、順次説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、承認第2号であります。専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法の一部を改正する等の法律が令和5年3月31日に公布され、個人住民税及び法人町民税並びにたばこ税の申告に関連する施行規則様式の新設、及び大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置の新設、及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例税率の延長等について、令和5年4月1日からの施行であるため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。ここに御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の公布に伴い、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、国民健康保険税の減額基準を変更する改正等を令和5年4月1日から施行するため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号であります。専決処分の承認を求めることについて、北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、北方町国民

健康保険条例の一部を改正する条例制定については、出産育児一時金の支給額を変更する改正を令和5年4月1日から施行するため、議会を招集するいとまがないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,822万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,822万8,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症対策で、ワクチンの接種に関連する経費であります。議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,142万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,965万4,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯の対策に要する経費が必要となり、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月17日に専決処分をいたしましたので、ここに御報告し、承認を求めるものであります。

以上、よろしく御議決のほどお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度北方町一般会計補正予算（第1号））の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第5号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度北方町一般会計補正予算（第2号））の質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

○議長（鈴木浩之君） 日程第12、議案第19号から日程第16、議案第23号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第19号から23号まで、順次提案の説明をしたいと思います。

まず、議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、当条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、こども家庭庁設置法の施行等に伴い、当条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、当条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億274万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,240万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款2総務費では、住民税非課税世帯等給付金事業1,700件分の事業費として5,622万5,000円を追加して、5,846万2,000円を増額して、8億9,191万7,000円としたところであります。

次に、款3民生費では、岐阜県高等学校就学準備等支援金事業費207名分、693万円を計上するなど、787万円を増額して、25億8,277万8,000円としたところであります。

次に、款4衛生費では、岐阜県第二子以降出産祝金支給事業費91人分、992万7,000円を計上するなどして1,067万7,000円を増額し、5億7,219万1,000円といたしました。

次に、款8土木費では、馬道公園徒渉池撤去費用として410万円を計上したことで、6億6,042万8,000円といたしました。

次に、款9消防費では、消防団の退職報償金として209万7,000円、本巢消防署庁舎建設負担金（本署分）として1,200万円、合わせて1,409万7,000円を追加して6億749万4,000円といたしました。

款10教育費においては、教育・保育業務委託料754万円を追加して7億2,170万1,000円といた

しました。

なお、歳入につきましては、国・県の支出金や地方交付税の増額、町債に対する予算措置を行うとともに、歳出増額に伴う財源措置として、国・県の臨時交付金、特別支援事業費支出金、繰越金、町債などで予算措置を行います。

次に、議案第23号 字の区域及び名称の変更についてであります。

高屋西部区画整理事業の完工に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により、事業地内の北方町柱本・高屋地区の字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上で提案説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、適切な御判断をよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長（鈴木浩之君） お諮りします。議案調査のため、明日6月6日から7日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって明日6月6日から7日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は、8日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時18分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年6月5日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 井 野 勝 巳

署 名 議 員 石 井 伸 弘

